（取扱説明書）

第６条　事業者は、ピアノを一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明瞭に表示した取扱説明書を交付しなければならない。

⑴　（略）

⑵　事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号

⑶～⑸　（略）

（保証書）

第７条　事業者は、保証書を作成する場合又は取扱説明書の一部を保証書とする場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　商標及び機種名

⑶　保証者の住所、氏名又は名称及び電話番号

⑷・⑸　（略）

⑹　無料修理等の実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号

⑺～⑼　（略）

⑽　その他施行規則で定める事項

（店頭等における必要表示事項）

第９条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する新品ピアノには、一台ごとに、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。ただし、次に掲げる事項が全く同一である二台以上のピアノが一般消費者に他のピアノと明らかに分別できる状態で展示されている場合においては、一括して表示することができる。

⑴　商標及び機種名

⑵　鍵の数

⑶　高さ、間口及び奥行並びに重量

（取扱説明書）

第６条　事業者は、ピアノを一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明りょうに表示した取扱説明書を交付しなければならない。

⑴　（略）

⑵　事業者の住所、氏名又は名称、電話番号

⑶～⑸　（略）

⑹　その他必要事項

（保証書）

第７条　事業者は、保証書を作成する場合又は取扱説明書の一部を保証書とする場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明りょうに表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　商標、機種名

⑶　保証者の住所、氏名又は名称、電話番号

⑷・⑸　（略）

⑹　無料修理等の実施者の住所、氏名又は名称、電話番号

⑺～⑼　（略）

⑽　その他必要事項

（店頭等における必要表示事項）

第９条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する新品ピアノには、一台ごとに、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。ただし、次に掲げる事項が全く同一である二台以上のピアノが一般消費者に他のピアノと明らかに分別できる状態で展示されている場合においては、一括して表示することができる。

⑴　商標、機種名

⑵　（略）

⑶　高さ、間口、奥行の寸法、重量

⑷～⑹　（略）

⑺　運送料・据付料に関する事項

⑻　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

⑼　その他施行規則で定める事項

２　（略）

（広告における必要表示事項）

第10条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他施行規則で定める広告において、新品ピアノに関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、複数の事業者が共同して商品広告を行う場合において、各事業者がそれぞれ販売価格を表示することが困難であるときは、一の事業者の販売価格を例示として表示することができる。この場合においては、当該販売価格が他の事業者の販売価格を拘束するものでない旨を表示しなければならない。

⑴　商標及び機種名

⑵・⑶　（略）

⑷　販売数量、販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨

⑸　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

（二重価格表示）

第11条　事業者は、自店販売価格に他の価格を比較対照価格として表示する場合（以下「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。

⑴　（略）

⑵　荷ずれ品その他のピアノ及び旧型在庫品について、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。

⑶　（略）

⑷～⑹　（略）

⑺　運送料、据付料に関する事項

⑻　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

⑼　その他必要表示事項

２　（略）

（広告における必要表示事項）

第10条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他施行規則で定める広告において、新品ピアノに関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明りょうに表示しなければならない。ただし、複数の事業者が共同して商品広告を行う場合において、各事業者がそれぞれ販売価格を表示することが困難であるときは、一の事業者の販売価格を例示として表示することができる。この場合においては、当該販売価格が他の事業者の販売価格を拘束するものでない旨を表示しなければならない。

⑴　商標、機種名

⑵・⑶　（略）

⑷　販売数量、販売期間、販売の相手方が限定されているときはその旨

⑸　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

（二重価格表示）

第11条　事業者は、自店販売価格に他の価格を比較対照価格として表示する場合（以下「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。

⑴　（略）

⑵　荷ずれ品その他のピアノについて、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。

⑶　（略）